

## 高松家庭裁判所委員会（第9回）議事概要

### 1 日時

平成20年6月12日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

石垣博子，泉川誉夫，川田行雄，玉置俊二，豊永多門，中川弘之，樋口清子，藤目真皓，松本タミ，宮崎浩二，吉波佳希

#### (2) 事務担当者

坂本事務局長，福井首席書記官，林首席家庭裁判所調査官，藤澤次席家庭裁判所調査官，酒井主任書記官，藤本総務課長，矢野総務課課長補佐，

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者，☆調停委員）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 委員紹介

新任の泉川誉夫委員，玉置俊二委員，豊永多門委員及び吉波佳希委員を藤本総務課長が紹介した。

#### (3) 委員長選出

委員の多数意見により，豊永委員が委員長に選出された。

#### (4) 委員長代理の指名

吉波委員が，委員長から委員長代理に指名された。

#### (5) 本日のテーマ「家事調停について」に関する協議

ア 当裁判所に所属する家事調停委員4名から，家事調停に携わっての経験談，地域性や最近の事件の傾向，調停委員としての心構え，やりがい等を紹介してもらった。

#### 【紹介の概要】

☆A 離婚調停で，子全員の親権を母親が望んだ際に，同席していた小学6年生の長男が「みんながお母さんに付いていったらお父さんが駄目になるから，僕はお父さんと暮らす。」と健気に言ったことを，鮮明に覚えている。

離婚調停について，申立人が妻の場合，妻は絶対に離婚するとの強い意志を持っていて，やり直す気持ちは一切ないこと，調停を申し立てるまでに長い時間をかけて離婚後の生活の準備をしている人が多いが，これは，香川県の貯蓄率が高いことも関係しているのかもしれない。逆に，夫はまったく無防備であることが多い。

☆B 最近の若いカップルは，知り合ったきっかけがインターネットや携帯電話のメールであったり，離婚の原因が相手の携帯電話のメールであったり等，情報化社会を実感することは珍しくはない。また，これら若い夫婦の離婚調停では，双方の両親が応援に付いてくることが多い。

調停に出頭するについて，事前にインターネットで情報を収集して，自分

のケースであればこの位の慰謝料は貰えるはずだ等と主張する当事者が増えている。

☆C 私に限らず、全て調停委員は公平、中立を旨としている。これは精神面だけではなく、例えば、当事者から話を聞く時間が、申立人と相手方で大きく違わないように気を遣っている。聞く時間の長短で、自分は十分話を聞いてくれなかったとの不満や、一方の肩を持っているのではないかとの誤解を生じさせないためである。

☆D 客観的、冷静に臨むことや、ジェンダーフリーには気を遣っている。

☆B やりがいを感じる機会は正直少ない。困難事件で、調停中は激しい言葉を発した当事者からお礼を言われると当然嬉しいし、紛争が解決して調停室を出て行く当事者の背中を見たときは、達成感を感じる。

☆C 調停委員をしていなかったら話をする機会はないであろう、裁判官を初めとする裁判所職員や、人生経験の豊富な同僚調停委員と一緒にあって事件解決に当たれることは大きな喜びである。

調停事件を通じて人生経験が豊富になることや、各種研修会に参加して自己研鑽をしている実感がある。当事者の役に立っているという喜び以上に、自分の為になっていると感じており、充実した第二の人生を送っている。

#### イ 家事調停委員との質疑応答

○ 調停委員は研修等を通じて研鑽していると伺ったが、お互いに人間だから、性格の合わない当事者に出会うこともあるだろうが、公平を保つために心掛けていることはあるか。

☆C 常に冷静に対応することを心掛けてはいるが、感情的になってカッとすることはある。相性というか、性格的に嫌いなタイプの人に言われると、いつの間にかこちらにも嫌な反応をしていることがある。自分でそれに気付いたり、ペアを組んでいる調停委員からの合図で気付いたりして、一呼吸入れるために休憩を入れたりしている。

○ 自己中心的で理不尽な要求を繰り返す、学校現場におけるモンスターペアレントや医療現場のモンスターペイシャントの存在が社会問題化しているが、裁判所であればモンスタークライアントとも呼ぶべき調停の当事者はいるか。いるとすれば、そのような当事者にはどういった対応を心掛けているか。

☆C 最近の傾向とも言えるが、そのような当事者はいる。調停室で大声を出して、強い力で何度も机を叩いたりする。そのような当事者からも忍耐強く話を聞いて、理不尽な要求は厳として拒否することになる。もともと、それらの言動は相手方との話が進展しないことの苛立ちの現れである場合が多く、次の期日に話をすると冷静であったりする。

#### ウ 意見交換

■ 委員の方の中には調停制度をよく御存知の方もおられるが、生の調停を御存知ない方もいらっしゃる。現実の調停のイメージが頭に湧かないと意見も出にくいであろうから、今日は調停委員の生のお話を聞いていただいた。

今回は、調停委員の人材確保とか、調停委員の研修の在り方等について御

意見を伺った。今日は、本質論として家事調停委員に求めること、理想的な家事調停委員はどうあるべきかと言った御意見をお伺いしたい。

- 職業柄、相談を受ける機会が多い。中には調停を経験した人もいて、これらの人は共通して、調停委員が自分の話を十分聞いてくれなかった、理解してもらえなかったと不満を言う。そういう不満がどうして出てくるのか推測するに、一つには調停委員の年齢と当事者の年齢が離れていて、価値観のギャップがあるのではないかと思っている。また、調停の当事者は、人生うまく行かなくて、いくつも挫折感を味わっている。片や調停委員になれる人は、順風満帆若しくはそこそこ成功裏に人生を終えようとしていて、そういった人が、色々な挫折感を持っている人の気持ちを理解できるか、あるいは共感を持ってやれるのか、疑問を持っている。
- 社会には、実現できない正論に固執して現実を見ようとしない等、いくら時間を掛けてもこちらの話を理解してもらえない人はいる。調停の進め方は、当事者によってケースバイケースであるし、調停の種類によって、例えば、夫婦間調停と遺産分割調停では異なって、話を聞く時間なんかも全然違って当然ではないかと思う。
- 調停委員から話を伺って、皆さん一生懸命で、自分の人生経験に照らして考えられている、また、研修などで自己研鑽を積み重ねていることは解った。ただ、自分の人生経験に拘るのではなく、時代の空気を読む、あるいは理解するといった研修が必要ではないか。
- 委員の話にあったが、調停委員の年齢は割合に高い。40歳代の調停委員を発掘しようとする仕事を持っている人が多くて、調停委員との両立ができないため、確保が困難なのが現実である。そのため、研修を通じて新しい事柄を勉強していくことは重要だと考えている。
- 調停委員から聞いた、やりがいというか満足度について、皆さんそれほど満足を得ておられないと感じたが、それでも調停委員を続けられることに素朴な疑問を持った。調停委員と当事者の年齢のギャップの問題であるとか、年齢の若い調停委員の確保の問題であるとか、制度面を考えていく必要があると思う。例えば、休日に調停をするのであれば、仕事を持った人にも調停委員をやってもらえるであろうが、現実には環境整備が難しいのだろう。
- 満足度に関して言えば、調停委員は基本的にボランティアだから、皆さん謙虚な気持ちで発言されたものと思う。
- 効率的な調停を目指すのであれば、制度の改編は避けられないであろうし、そうすると、土日の活用など選択肢は広がるが、現実には、人的、物的整備が難しく実現困難であろう。制度の中で考えるのであれば、高齢の調停委員が多くなるのが現実だと思う。ただ、家裁委員会の意見交換の中で、調停の土日の活用の話が出たことが議事録に載れば、法令改正の参考になるかもしれない。この場の意見はいろいろあっていいのかなと思う。
- 当事者の意見として、調停委員が自分の話を十分聞いてくれなかったと言ったのがあったが、それは当然のことだと思う。我々も、仕事柄当事者双方の

話を聞く機会が多いが、話を聞くことには、質的な問題と量的な問題で判断する必要がある。質的な問題で言うと、自分の言ったことに「うん」と言ってもらえなかった場合はだいたい、自分の話を聞いてもらえなかったと言う。そういう面ではいくら時間を掛けても同じかな。量的な問題で、絶対量が少ないかどうかという点では検討の余地があるかというふうに思う。調停委員が一つの事件にどのくらい時間を掛けているのか知らないが、事件の内容によってはしゃべり出しというか、争点にたどり着くのに時間がかかる場合もあるし、少し聞いただけで争点が見える場合もあり、そうすると、聞く時間は短くなる。全部聞かないと結論にたどり着いてはいけないのか、あるいは、全部聞かないと終わっちゃいけないのかと言うと、それは調停のシステムをどう捉えるかという問題と思う。

- 相手の言い分は調停委員を通じて聞くんですね。訴訟のようにダイレクトに相手の言い分を聞くとか、このシステムが変わることはないだろうか。
  - 同席調停が実際行われているケースはある。調停委員が、このケースは双方を同席させた方が良いと判断したときは、十分可能であると思う。実際、そういう形で調停を進めて、相手の言い分を直接聞いて納得したという当事者はいる。ただ、DVの絡んだ調停で、相手方の顔も見たくないといったケースでは、相応しくないのではないか。
  - 調査官が調停に同席するケースはあるか。
  - 事件によって同席するケースはある。さらに、当庁には医務室技官、精神科の医師がいて、DVの絡んだ事件に同席する場合もある。そういう面は、よその家裁とは違うところで、出来るだけのは手当はしている。  
外に意見はありませんか。
  - (意見なし)
  - 以上で、本日の意見交換を終了する。長時間どうも御苦労さまでした。
- (6) 次回のテーマ  
次回委員会における意見交換テーマは、「少年事件－犯罪被害者について」とした。
- (7) 次回期日  
平成20年12月4日(木)午後1時30分から開催することとした。

